

第8期岐阜県保健医療計画の中間見直しについて

健康福祉部医療整備課

1 保健医療計画の概要

保健医療計画は、医療法第30条の4の規定に基づき、国の定める基本方針に則して、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るために策定するもの

(1) 計画期間

令和6～11年度（6年間）

(2) 主な記載事項

5疾病6事業及び在宅医療に関する事項

疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等を策定

5疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患

6事業：救急医療、災害医療、新興感染症対策、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）

2 中間見直しの主な内容について

現在、第8期保健医療計画期間中であるが、医療法第30条の6の規定に基づき、3年ごとに中間見直しを行うもの

(1) 在宅医療

- ・第10期岐阜県高齢者安心計画と整合性を図るための見直し等
- ・災害の発生に備えた在宅医療提供体制の整備に関する事項を記載

(2) 精神疾患

- ・第5期岐阜県障がい者総合支援プランと整合性を図るための見直し等
- ・精神病床に係る基準病床数の見直し

(3) その他

岐阜県医師確保計画及び岐阜県外来医療計画について、令和9～11年度を期間とした計画の策定

3 今後のスケジュール

令和8年10月	・医療審議会（骨子案説明）
10月	・議会（厚生環境委員会）（骨子案説明）
12月	・議会（厚生環境委員会）（素案説明）
令和8年12月～ 令和9年1月	・パブリックコメント実施
1月～2月	・岐阜県保険者協議会（最終案説明・意見聴取） ・地域医療構想等調整会議（最終案説明・意見聴取）
2月	・医療審議会（最終案審議） ・議会へ議案提出
3月	・議会における審議 ・告示